

報告第18号

平成30年度ふじみ野市財政の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度ふじみ野市財政の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告する。

令和元年8月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

別紙

平成30年度ふじみ野市財政の健全化判断比率表

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.29)	— (17.29)	2.1 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 括弧内は、ふじみ野市の早期健全化基準を記載している。



ふ 監 第 2 3 3 号
令 和 元 年 8 月 2 日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市監査委員 竹 松 紘一郎

ふじみ野市監査委員 大 築 守

平成30年度ふじみ野市財政の健全化判断比率の審査意見について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、審査に
付された平成30年度ふじみ野市の財政健全化判断比率及びその算定の基礎とな
る事項を記載した書類について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

平成30年度ふじみ野市財政の健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の場所

本庁舎2階A202会議室

3 審査の期間

令和元年7月19日から令和元年7月31日まで

4 審査の概要

市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

5 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され正確であると認められた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

	区 分	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準
1	実質赤字比率	—	—	12.29
2	連結実質赤字比率	—	—	17.29
3	実質公債費比率	2.1	1.3	25.0
4	将来負担比率	—	—	350.0

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示する。

2 将来負担比率は、算定されないため「—」と表示する。

3 早期健全化基準の数値は、ふじみ野市の基準数値である。